

# H.I.S. キャンセルサポートで補償される事由（概要）

以下の表は補償の概要を説明したものです。詳細は2ページをご覧ください。

以下の事由が発生したことにより出国を中止した場合に補償します。	支払可否
死亡・入院	○
通院※	○
家屋災害、裁判所の呼出	○
交通機関遅延、欠航、運休	○
急な出張※	○
渡航先でのテロ・噴火等、官公署命令等、避難指示等、宿泊機関の天災	○
ペットの死亡※	○
離婚、婚姻予約の不履行※	○
パスポートの紛失、盗難、置き忘れ、失効※	○
勤務先企業の倒産	○
妊娠、出産、早産、流産※	○

※縮小支払割合90%の設定。（注）単に旅行に行く意思がなくなっただけの場合は補償の対象となりません。

## 海外旅行保険（H.I.S. キャンセルサポート）重要事項のご説明

### 【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、海外旅行保険に関する重要な事項を説明しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約等をご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ▼保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	損害等の発生の可能性をいいます。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいいます。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## I. 契約締結前におけるご確認事項

### 1. 商品の仕組み

#### (1) 商品の仕組み

#### 契約概要

この説明書では「海外旅行保険（H.I.S. キャンセルサポート）」を説明しています。

本保険は、保険金支払事由が発生したことにより出国を中止した際に発生する費用を補償する保険です。

※海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

#### (2) 被保険者の範囲

#### 契約概要

包括契約特約期間に、旅行行程を開始する下記の者としてします。

株式会社エイチ・アイ・エスが販売・募集する海外旅行の参加者および、株式会社エイチ・アイ・エスのWEB上で海外旅行保険の申し込みをする者。

被保険者の範囲は、次のとおりです。

被保険者の範囲	
本人（注）	
個人プラン	○

（注）本人とは、加入申込画面でお申し込みいただいた方をいいます。

### 2. 基本となる補償、保険金額の設定等

#### (1) 基本となる補償

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	お支払する主な場合	お支払できない主な場合
<p>旅行変更費用保険金</p> <p>★旅行変更費用補償 (支払事由拡大型) 特約</p> <p>☆出国後中止費用対象 外特約セット</p>	<p>次のいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、加入申込画面でお申し込みいただいた方(記名被保険者)が出国を中止した場合</p> <p>①記名被保険者、同行予約者(以下「記名被保険者等」といいます)、記名被保険者等の配偶者・3親等内の親族が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>②記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(*1)により入院した場合(出国を予定していた日のその日を含めて7日前から帰国を予定していた日の翌日までの間に入院を開始した場合に限ります)</p> <p>③記名被保険者等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または記名被保険者等が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)中に遭難した場合</p> <p>④急激かつ偶然な外来の事故により記名被保険者等の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>⑤記名被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のいずれかの事由により100万円以上の損害(損害の額は、修理費または保険価額のいずれか低い方をいいます)を受けた場合 ア.火災、落雷、破裂または爆発 イ.風災、水災、雹(ひょう)災、雪災 ウ.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊</p> <p>⑥記名被保険者等が、裁判所の呼出により証人または鑑定人として裁判所に出頭する場合</p> <p>⑦記名被保険者等の渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)において、次の事由が発生した場合 ア.地震もしくは噴火またはこれらによる津波 イ.戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動またはテロ行為 ウ.記名被保険者等が利用を予定していた運送機関・宿泊機関の事故または火災 エ.渡航先に対する日本国政府、在外公館による退避勧告または渡航中止勧告の発出</p> <p>⑧記名被保険者等に対して、官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離がさせられた場合</p> <p>⑨記名被保険者等に対して、災害対策基本法に基づく避難指示等が、公の機関より出された場合</p> <p>⑩記名被保険者等が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの2時間以上の遅延または欠航・運休</p> <p>⑪記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者・2親等内の親族が、ケガまたは病気(*1)により通院した場合(出国を予定していた日またはその前日もしくは翌日に通院した場合に限ります)</p> <p>⑫記名被保険者等が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために日本国外への業務出張(*2)、または国内の2泊以上の宿泊を伴う業務出張(*3)をする場合で、出国を予定していた日が業務出張の開始日から業務出張の終了日の間に含まれた場合</p> <p>⑬ペット(*4)が死亡し、そのペットの遺体を処理した場合(獣医師による死亡診断書または死体検案書が提出できる場合に限ります)</p> <p>⑭記名被保険者等の間で婚姻予約の不履行等(*5)もしくは離婚が発生した場合または記名被保険者等の婚姻予約の不履行等(*5)もしくは離婚によって新婚旅行等の婚姻に関する旅行目的が達成できないことが明らかになった場合</p> <p>⑮記名被保険者等が妊娠、出産、早産または流産した場合</p> <p>⑯記名被保険者等のパスポートの紛失または盗取、自宅等への置き忘れ、有効期間の満了により出国できなかった場合</p> <p>⑰記名被保険者等のパスポートの有効期間の満了または残存有効期間により、渡航先(訪れるまたは経由する予定のものを含みます)に出国できなかった場合</p> <p>⑱記名被保険者等の勤務する会社が倒産(*6)した場合</p>	<p>次の①～⑦のいずれかによって、左記「お支払する主な場合」①～⑤、⑩または⑬のいずれかに該当したことにより発生した費用については保険金をお支払いできません。なお、次の③に掲げる事由は左記「お支払する主な場合」⑤には適用しません。</p> <p>次の⑨に該当したことにより、左記「お支払する主な場合」①、②または⑩のいずれかに該当したことにより発生した費用については保険金をお支払いできません。次の⑩または⑭に該当したことにより発生した費用については保険金をお支払できません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変</p> <p>⑤日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注)</p> <p>⑨下記の「補償対象とならない運動等」を行っている間のケガ、病気</p> <p>⑩契約日以前または保険料の払込み前に発生した保険事故(その原因を含みます)</p> <p>など</p> <p>(注) 医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>&lt;補償対象とならない運動等&gt;</p> <p>①山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます)</p> <p>②リュージュ ③ボブスレー ④スケルトン</p> <p>⑤航空機(グライダーおよび飛行船を含みません)操縦(職務として操縦する場合を含みません)</p> <p>⑥スカイダイビング ⑦ハンググライダー搭乗</p> <p>⑧超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません)搭乗</p> <p>⑨ジャイロプレーン搭乗</p> <p>⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動</p>
		<p style="text-align: center;">保険金のお支払額</p> <p style="text-align: center;">旅行変更費用の額</p> <p>出国中止により、記名被保険者またはこれらの方の法定相続人が負担した次の費用の金額をいいます。</p> <p>①旅行サービスの取消料、違約料等</p> <p>②渡航手続費として、出国中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。ただし、出国中止した後においても使用できるものに対して支出した費用は除きます。</p> <p>ただし、「保険金をお支払いする場合」の⑩から⑰に規定する事由に該当する場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">旅行変更費用の額 × 90%</p> <p>※1回の出国中止につき、旅行変更費用保険金額を限度とします。</p>

## ▼ 前頁からのつづき

- (※1) 妊娠、出産、早産または流産に起因する病気や歯科疾病を含みません。
- (※2) 勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張であって、日本を出国してから帰国するまでの期間が3か月以内のものをいいます。
- (※3) 勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。
- (※4) 記名被保険者等が個人の家庭で、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。
- (※5) 記名被保険者等の間に成立していた婚姻予約の無効、取消しおよび不履行をいいます。
- (※6) 次の①または②のいずれかに該当する事態をいいます。

① 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、または主務官庁の命令、決定等による業務の停止等

② 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

## (2) 複数のご契約があるお客さまへ **注意喚起情報**

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## ＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回海外旅行保険にセットする特約
旅行変更費用補償（支払事由拡大型）特約
補償の重複が発生する他の保険契約の例
他の海外旅行保険の旅行変更費用補償特約

## (3) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。

また、お客さまの保険金額は、加入申込画面をご確認ください。

## (4) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

### ① 保険期間

契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または満期日の午後12時のいずれか早い時となります。

### ② 補償の開始

契約日の翌日の午前0時に始まります。ただし、保険料領収前または、契約日以前に「保険金をお支払する主な場合」に該当していた場合またはその原因が発生していた場合については、保険金をお支払しません。

### ③ 補償の終了

「①保険期間」に関わらず、記名被保険者が出国するまでとなります。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。

実際に加入する保険料は、加入申込画面をご確認ください。▶

### ▼ (2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料は、ご加入と同時に全額を払込みください。

### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料は、上記「(2) 保険料の払込方法」のとおり払込みください。上記「(2) 保険料の払込方法」により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II. 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項） **注意喚起情報**

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- (2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。今一度、告知内容をご確認ください。

### 2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について） **注意喚起情報**

この保険は株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約者となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## III. 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項） **注意喚起情報**

- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

### 2. 解約と解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または保険契約者までお申し出ください。

この保険は契約日の翌日午前0時から補償を開始するため、解約返れい金はありません。

### 3. 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

## その他、留意していただきたいこと

### 1. 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって

次頁につづきます▶

まして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 2. 包括契約の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

この保険は株式会社エイチ・アイ・エスが保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。

なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。

## 3. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## 4. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

### 個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険の適正なお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

#### ●契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ●再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ

(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。 ▶

## 5. 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に事故受付センター、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

## 6. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合
  - ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
  - ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- など

## 7. 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(※1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(※2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(※3)</sup>

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

## 8. 代理請求人

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者<sup>(\*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」  
<sup>(\*)</sup>法律上の配偶者に限ります。

## 9. その他引受条件等

- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。

(注1) 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

(注2) 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償の種類
	書類の例	その他の補償(*)
(1)	引受保険会社所定の保険金請求書	●
(2)	引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	●
(3)	被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	●
(4)	診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	—
(5)	公の機関(やむを得ない場合には第三者)等の事故証明書	●
(6)	死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	—
(7)	後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	—
(8)	損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含む)の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	—
(9)	その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①出国や入国の日付を確認する書類 ②救援者の代理人を指定することを証明する書類 ③保険の対象の価額を確認する書類	●

(\*) 旅行変更費用に関する補償などをいいます。

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、ホームページ記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをホームページ・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

## ご連絡・お問合わせ窓口

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 ホームページ記載の取扱代理店をご確認ください。

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合は

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

電話受付時間：平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

事故が発生した場合は（事故受付センター）

取扱代理店または三井住友海上ラインまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上ライン」 0120-365-240(無料・日本語受付)

海外からは 81-3-3497-0915 ヘコレクトコールでおかけください。

指定紛争解決機関について **注意喚起情報**

〈引受保険会社との間で問題を解決できない場合は〉

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル] (全国共通・通話料有料) 0570-022-808

※受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

## 保険ご加入に関する Q&A

**Q1** いつまで加入ができますか？

**A** ご旅行申込みと同時に加入をお願いいたします。(ただし、旅行開始日の3日前まで)

**Q2** この保険はいつからいつまでを補償しますか？

**A** 契約日の翌日午前0時から出国するまでとなります。

**Q3** 保険金を請求したい場合はどうしたら良いですか？

**A** 三井住友海上ライン (TEL.0120-365-240) までご連絡ください。尚、オペレーターには「WEBでH.I.S. キャンセルサポートに加入した」とお伝え下さい。

**Q4** 航空券のみ、あるいは宿泊のみで手配した場合もこの保険に申込みますか？

**A** はい。募集型企画旅行および受注型企画旅行等のパッケージ旅行だけでなく、H.I.S. を通じての予約であれば、航空券のみご予約、宿泊費用のみご予約の場合でも本保険の対象となります。

**Q5** 海外に住んでいるが、加入できますか？

**A** 加入できるのは、日本在住の方のみとなります。

万一、事故が起こった場合は  
24時間365日事故受付サービス 三井住友海上ライン

三井住友海上ラインまでご連絡ください。

24時間365日事故対応受付サービス「三井住友海上ライン」

**0120-365-240** (無料・日本語受付)

※お電話の際は、お手元に旅行の予約番号または受付番号をご用意のうえ、オペレーターへ「WEBでH.I.S. キャンセルサポートに加入した」とお伝えください。

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

〈取扱代理店〉

株式会社エイチ・アイ・エス

〒163-6029 東京都新宿区西新宿 6-8-1  
住友不動産新宿オークタワー 29階